

東京都産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱

(制定)	平成21年11月25日21福保医救第370号
(一部改正)	平成23年9月30日23福保医救第757号
(一部改正)	平成25年7月31日25福保医救第514号
(一部改正)	平成26年12月2日26福保医救第1008号

第1 通則

この要綱は、平成21年11月25日福保医救第370号「産科医等育成・確保支援事業実施について」に基づいて行う産科医等育成・確保支援事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。交付手続等は、東京都補助金交付規則（昭和37年9月29日規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日通達37財主調発第20号）及び本要綱の定めるところによる。

第2 目的

この要綱は、都内で実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医が減少する現状を鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

第3 補助対象事業

平成21年11月25日福保医救第370号「産科医等育成・確保支援事業実施について」に基づき、都に所在する区市町村、社会福祉法人その他の者（以下、「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業とする。

(1) 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

(2) 産科医等育成支援事業

臨床研修終了後の専門研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

第4 補助対象経費

この補助金の補助対象経費及び算定基準は、別表のとおりとする。

第5 補助金の算定

この補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の分娩手当等及び研修医手当等に要する経費に充てるため、補助事業者に交付するものとし、次の各号により算出された額（補助事業者の交付額を合算した総額が、補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。

なお、別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比

較して少ない方の額を選定する。

(2)(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

第6 補助金の交付申請

補助金の交付に際しては、別に定める期日までに、産科医等確保支援事業については別紙第1号様式、産科医等育成支援事業については別紙第2号様式によって行うものとする。

第7 補助金の交付決定及び通知

知事は、交付申請の内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助事業者に通知する。

第8 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める規定に基づき、別に定める期日までに行うものとする。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記補助条件を付すものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年12月2日から適用する。

別表

産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア 産科医等確保支援事業	1分娩当たり 知事が定める額	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等（注））	(1) (2)を除く医療機関 3分の2 (2) 国立大学法人、独立行政法人、東京都知事が開設者の医療機関 3分の1
イ 産科医等育成支援事業	研修医1人1月 当たり 知事が定める額	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)	(1) (2)を除く医療機関 3分の2 (2) 国立大学法人、独立行政法人、東京都知事が開設者の医療機関 3分の1

注) 個人で産婦人科診療所を開設している院長の場合

(ア) 他の産科医や助産師を雇用している場合

雇用している他の産科医や助産師に対する分娩手当について、雇用契約等に明記し、支給されていることを条件に、院長本人が取り扱った場合についても補助対象とすることができる。この場合、他の医療従事者への手当の支給単価×院長自身が取り扱った分娩件数を対象経費とする。

(イ) 他の産科医等を雇用せず、一人で経営している場合

当該施設における年間分娩取扱件数×基準額以内の金額を対象経費とすることができる。

別 記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費、及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、前(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことがある。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 帳簿の備え付け等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は東京都の会計年度が終了したときは、産科医等確保支援事業については別紙第3号様式、産科医等育成支援事業については別紙第4号様式に係る書類を添えて補助事業の実績を、当該会計年度の翌年度の4月10日までに報告しなければならない。

8 補助金額の確定等

知事は、7による事業実績の報告があったときは、事業実績書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

9 是正のための措置

知事は、8による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

10 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前号の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用する。

11 補助金の返還

(1) 知事が1又は10の(1)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 前号の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

12 違約加算金

10の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返納した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違

約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 延滞金の計算

知事が13の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。